

# 後期高齢者医療 (長寿医療)のしくみ

シリーズ②

## 保険証のこと



### 後期高齢者医療の一部負担の割合の見直し

毎年8月1日現在の世帯状況と前年中の所得額や世帯の収入に基づいて、受診時の一部負担金の割合(1割または3割)の見直しを行っています。

**一部負担金の割合が変更になった方は、新しい保険証が届きます**

新しい被保険者証が送付された方は、それまでお持ちの被保険者証はお返しください。

※変更になる前の被保険者証を誤って医療機関に提示し診療を受けた場合は、

再度、支払額の清算が必要となり、一部負担金の差額の返還を求められる場合がありますのでご注意ください。

### 一部負担金の割合軽減

所得による判定で3割負担に該当した方でも、収入額が一定の基準額に満たない場合は、申請により負担が1割となります。

対象となる可能性のある方には、申請書をお送りします。担当窓口で軽減の手続きをしてください。

### 入院時の自己負担額などの減額

所得が一定基準より低い世帯の方には、申請により入院時の自己負担額や食事代などが減額されます。

減額を受ける場合は、医療機関へ被保険者証と合わせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要がありますので、必要な方は担当窓口で手続き

をしてください。

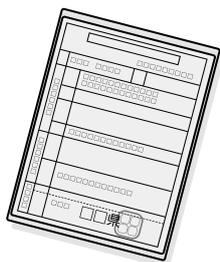
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の期限は7月31日です

期限が過ぎていて引き続き認定を希望される方は、すぐに申請手続きをしてください。

※申請が遅れた場合や医療機関への提示しなかった場合は、原則として、入院時にさかのぼっての払い戻しができませんのでご注意ください。

### お問い合わせ

- 後期高齢者医療担当 大方総合支所 ☎ 43-2116 (直通)
- 佐賀総合支所 ☎ 55-3112 (直通)



## 相談

### 日曜・遺言など公証法律相談

遺言のほか、相続、金銭・不動産の貸借、離婚に伴う養育料・財産分与・年金分割、高齢者などの財産管理の相談などをお受けしています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご利用ください。

日時

7月27日(日)

午前9時～午後5時

※事前に予約が必要です。

場所

中村公証役場

四万十市中村大橋通6-3-17

第1とらやビル4階

相談担当者

高知地方方法務局所属

中村公証役場公証人

○ご予約・お問い合わせ

中村公証役場

☎ 34-1728

### 心の健康相談

ひとりで悩んでいませんか? 「人とのつきあいがどうもうまくいかない」「いろんなことを考えてしまつて、よく眠れない」「なにをするにもいやになり、家にとじこもっている日々が続いている」など、心にゆとりがなくなつて、悩んだりしていませんか。そんな時、お気軽にご相談ください。

日時

7月22日(火)

午後1時30分～午後3時

場所 幡多福祉保健所

相談医 精神科嘱託医

申込期限 7月17日(木)

\*出張相談をご希望の方は申し込み時にご相談ください。

\*お申し込みが多数の場合は、次回になることもあります。

のでご了承ください。

\*保健師・相談員による相談は、随時受け付けています。

○お申し込み・お問い合わせ

幡多福祉保健所健康障害課

☎ 34-5124

☎ 35-5979